

湖北地域消防組合監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、財政的援助団体監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

令和5年3月6日

湖北地域消防組合

監査委員 和田 政司

監査委員 藤井 登

1. 監査の概要

- (1) 監査対象 ①長浜市防火保安協会
②米原市防火保安協会
③湖北地域幼少年女性防火委員会
④湖北地域救急医療高度化推進協議会
- (2) 対象期間 令和4年4月1日から令和4年12月31日
- (3) 監査内容 令和4年度補助金等の交付に関する出納その他の事務

2. 監査実施日 令和5年2月17日（金）

3. 監査の方法 財政的援助に係る関係帳票の整備・記帳及び証拠書類の保存、会計経理の適正化、各種事業効果について、関係帳票・証拠書類等を抽出調査するとともに、関係者から説明を求め実施した。

4. 監査の結果 各所管の事務処理及び書類等の整備、予算経理事務の執行について、適正に処理されていると認められた。